

2021年度 法科大学院

第1期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

Xは、Yを被告として、A土地についての平成27年2月20日付け売買契約（以下、「本件契約」という。）に基づく売買代金（以下、「本件売買代金」という。）を求める訴えをB地方裁判所に提起した。B地方裁判所は、平成29年6月12日、弁論を終結し、Xの請求を認容する判決を言い渡し、同判決は同年7月31日に確定した（以下、「前訴判決」という。）。その後、Yは、Xを被告として、本件売買代金債務不存在の確認を求める訴えをC地方裁判所に提起した（以下、「後訴」という。）。後訴で、Yは以下の1～3の事実を主張した。証拠上Y主張の事実が認められるとき、前訴判決の存在を前提として、C地方裁判所は、それぞれの事実の主張に対してどのような判断をすべきかを論述しなさい。

- 1 Yは、Xに対し、平成27年6月10日、本件売買代金全額を弁済した。
- 2 Yは、Xに対し、平成29年7月3日、本件売買代金全額を弁済した。
- 3 Yは、平成29年7月3日、Xの詐欺を理由に、本件契約を取り消した。

（解答は全て解答用紙に記入すること）

[刑事訴訟法]

Xは、強盗の容疑で現行犯逮捕され、令和2年6月1日午後3時に、市ヶ谷警察署に引致された。同日午後5時頃、弁護士Yが市ヶ谷警察署を訪れ、Xとの接見を申し出たところ、司法警察員Zから「現在、取調べ中であるので接見させられない。接見の日時を6月2日午前11時に指定する。」と言われた。

Zの行為の違法性について、最高裁判所平成12年6月13日決定を踏まえて、下記のA群及びB群の〔 〕内の用語をすべて使用して、論述しなさい。なお、関係する刑事訴訟法の規定を必ず摘示すること。

A〔接見交通権、憲法上の保障、初回の接見、被疑者の防御〕

B〔捜査機関、接見指定、捜査への顕著な支障〕